31年度 公文書開示(12月決定分)

गम	F及 公プ	人音用小	(12月決定分) 			決定	区分	}		(根	拠規	定)	条例	7条	<u> </u>		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	作 不 開 存 元 在	存否応答拒否	1号	2 3 号	5 4 号	5号	6 7 号	7 8号号	5 号	非開示理由等	所管局部課等
1	R1. 10. 3	K1. 12. Z	・「みどりの計画書24-6 浜松町二丁目4地区(浜松町駅西口地区開発計画)」及び事前協議資料 ・「みどりの計画書(変更)24-6-3 浜松町二丁目4地区 A街区 (仮称)浜松町駅西口地区開発計画」及び事前協議資料	*		1				1 1	1					(7条2号)法人の担当者の氏名・顔貌は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号)法人の担当者の連絡先は、通常、業務で関係する者等の限られた一定の者に対してのみ明らかにされている情報であり、公量を設めている情報であり、公開報であり、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大競争といる事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるととがり、「不会のでは、法人等が事業活動を行う上で、大力部ででは、大学が事業活動を行うよりないのでは、大学が事業活動を行うよりないのでは、大学が事業活動を行うよりないのでは、大学のできないが、大学のでは、大学のできないます。	都市整備局都市 づくり政策部紀 地景観課
2	R1. 10. 3	R1. 12. 2	・東京都景観条例に基づく事前協議書について(平成24年9月5日付 24都市政緑協第11号) ・大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(変更報告書)(24都市政緑協第11-1号) ・大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(変更報告書)(24都市政緑協第11-2号)	*		1				1 1	1				-	(7条2号)顔貌及び法人の担当者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号)法人の担当者の連絡先は、通常、業務で関係する者等の限られた一定の者に対してのみ明らかにされている情報であり、公にするにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大量にとにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大量にといる事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められると (7条3号)設計工程表は、法人等が事業活動を行う上で内部管理に対しての事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるといまないままた、事業者の独自のノウハウが含まれる情報は、通常公にすることにより、 自業者等が当業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、事業者の独自のノウハウが含まれる情報は、通常公にすることにより、同業者等が当までの地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号)印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条4号)図面の一部は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため	都市整備局都市 づくり政策部総 地景観課
3	R1. 11. 29	R1. 12. 3	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成30年2月27日許可) ・決算変更届出書一式(第19・20・21期)	126		1					1					印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市復 地建築部建設 課
4	R1. 11. 27		清瀬市〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可(〇〇-〇〇)に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書及び協定図(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	3	1											_	都市整備局多曆 建築指導事務所 建築指導第二語

							決定	区分	分		(根	拠規	(定)	条例	7条			
月		請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非 才	存否応答拒否	1号	2 3号号	3 4 号	5号	6 元 号 元	7 8 号	9号	非開示理由等	所管局部課等
Ę	R	R1. 11. 28	R1. 12. 3	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年10月1日から令和元年10月31日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	5	1											_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第三課
(i I	R1. 12. 2	R1. 12. 5	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和元年11月30日現在)	*	1											_	都市整備局市街 地建築部建設業 課
-	' I	R1. 12. 2	R1. 12. 5	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和元年12月2日現在)	*	1											_	都市整備局市街 地建築部建設業 課
8		R1. 12. 3	R1. 12. 5	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年11月18日 から令和元年12月2日までの受付分) (東京都情報公開条例第7条に規定する非開示 情報を除く。)	2	1											_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課
Ş	R	R1. 11. 21	R1. 12. 6	1 (1) 都市整備局及び都市整備局総務課において、前記事故が発生した場合同被害を保証する書類を提出すると約束した事例 (2) 同(1) の場合に、約束したにもかかわらず、反故にした事例 (3) その他の対応をした事例 2 「東京都コンプライアンス基本方針」における、 (4) 職員は、地方公務員法に基づき、法令はもとより、業務執行のために庁内で定められたルールや組織で決定した方針等には当然に従わなければなりません。 (9) 業務の執行に当たっては、根拠となる法令等(法律、政令、条例、規則等)、ルール(制度の所管の要綱、通知、手引等)、組織方針等の確認を心がける。 (10) 公文書は都政の重要な記録であることを認識し、将来の業務執行上の必要性や都民の立場から見た重要度を総合的に勘案し適正に管理する。特に、保存期間の設定や資料の廃棄に当たっては、「主要な計画の根拠となる資料ではないか」、「事業の基礎となる契約書等の権利関係資料は含まれていないか」などの様々な観点から検討し、組織的な意思決定の上で、慎重に行う。 (11) 個人情報を含む重要情報の紛失や漏えい等の事故が起きれば、都政にとって大きな損害となるだけでなく、信頼の失墜をも招くことを常に意識する。 (13) 都民からの意見、相談、要望等に、誠実かつ公平・公正に対応する。 (14) 個人情報を組織内で共有化するとともに、積極的に事業に反映させることについて、東京都情報公開及び行政不服審査法等につき職員が遵守している「証拠」以上1~2の「事実」を証明となる「証拠」の全ての組織的共用文書を開示ください。				1	1								1 (1) から(3) まで 当該公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 2 「東京都コンプライアンス基本方針」は職員の行動指針を定めるものであり、指針を遵守していることについての証拠ではない。このため、当該請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局総務
1	O R	R1. 11. 21	R1. 12. 6	(1) 平成30年3月22日付29都市総総第786号「個人情報に係る事故報告について」(2) 平成30年3月22日付29都市総総第787号「個人情報に係る事故報告について」(3) 平成30年7月25日付30都市総総第312号「個人情報に係る事故報告について」(4) 平成30年12月19日付30都市総総第608号「個人情報に係る事故報告について」	6	1											-	都市整備局総務部総務課

							決定	할	分		(;	根拟	規が	2) :	条例	7 条	
3 4	月空里番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示			有 不存在	子哈达等巨哈			4号			8号	9 非開示理由等 所管局部課等
	1 F	21. 11. 21	R1. 12. 6	1 都市整備局及び都市整備局総務部総務課において、正式公文書を都民の(要求・要望等)による「職務に関する働きかについて作成・交付する際」(平成28年10月31日付28総総文第1148号「職務に関する働きかけについての対応要綱」)(1)作成部局及課(2)交付・提出先等を記載しない事例があるか否か?ある場合、根拠となる法令等及びルール(通知・要綱・手引等)組織方針等以上1(1)・(2)の「事実」を証明する「証拠」文書等の全てを開示下さい。以上					1								「職務に関する働きかけについて作成・交付する課」等を記載していない証拠文書について、実施機関では、平成28年10月31日付28総総文第 都市整備局総務1148号「職務に関する働きかけについての対応要綱」に基づいて対応しているため、当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。
-	2	R1. 12. 3	R1. 12. 6	東京都市計画河川仙川計画図の計画区域線の開示(住所:東京都三鷹市〇〇付近)	1	1											一
-	3 F	R1. 11. 25	R1. 12. 6	建築士事務所登録内容(建築士法第23条の9第1号に規定する登録簿。株式会社 〇〇一級建築士事務所 東京都知事登録番号第〇〇号)	*	1											都市整備局市往 ————————————————————————————————————
-	4 F	R1. 11. 25	R1. 12. 6	・建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(株式会社〇〇一級建築士事務所 受付番号平成28年度第〇〇番) ・建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書(株式会社〇〇一級建築士事務所 受付番号平成30年度第〇〇番)	*		1						1				印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予 防等に支障を来すおそれがあるため。 画課
	5 F	21. 10. 10	R1. 12. 9	①平成19年7月20日 知事への報告資料及び議事録 ②平成19年9月18日 知事への報告資料及び議事録 ③平成20年7月31日 知事への報告資料及び議事録 ④平成20年12月19日 議事録 ⑤平成21年11月9日 知事への報告資料及び議事録 ⑥平成21年12月15日 知事への報告資料及び議事録	*		1					1		1	1		(7条3号)法人に関する経営情報は、法人内部の経営情報であり、公にした場合、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため (7条5号・6号)庁内や関係機関との検討内容は、庁内や関係機関と検討中の情報のため、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、公にした場合、本件の関係機関と東京都との信頼関係が損なわれるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号)関係機関との検討内容は、公にした場合、本件の関係機関と東京都との信頼関係が損なわれるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

						決定	区分			(根拠	規定	') 弅	€例7	条		
月整珥番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	₹ 不存在	存否応答拒否	1 2号	3号	4 号	5 6号号) 7 号 号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
10	6 R1. 10. 10	R1. 12. 9	①平成31年3月20日 ②令和元年6月27日 ③令和元年6月27日 ④令和元年6月28日 ⑤令和元年7月2日 ⑥令和元年7月3日 ⑦令和元年7月5日 ⑧令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ②令和元年8月2日 ①令令和元年8月2日 ②令和元年9月5日 ⑥令和元年9月5日 ⑥令和元年9月18日 ①令令和元年9月19日 ⑥令和元年9月19日 ⑥令和元年9月19日 ⑥令和元年9月26日 ②令和元年9月26日 ②令和元年9月27日 ②令和元年10月4日	*		1						1 1 1			(7条5号)検討資料の一部及び庁内や関係機関との調整内容は、庁内や関係機関と調整中の情報のため、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され混乱を乗じさせるおそれがあるため(7条6号)検討資料の一部は、都が行う事務に関する情報であり、公にした場合、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(7条5号・6号)庁内や関係機関との調整内容、結果概要は、庁内や関係機関と調整中の情報のため、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され混乱を生じさせるおそれがあるとともに、公にした場合、本件の関係機関と東京都との信頼関係が損なわれるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市基盤部交通企画課
1	' R1. 10. 10	R1. 12. 9	①関係機関との調整資料 ②関係機関との調整資料 ③関係機関との調整資料 ④関係機関との調整資料 ⑤関係機関との調整資料 ⑥関係機関との調整資料			1						1 1			(7条5号・6号)関係機関との調整資料は、庁内や関係機関と検討中の情報のため、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され混乱を生じさせるおそれがあるとともに、公にした場合、本件の関係機関と東京都との信頼関係が損なわれるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	基盤部交通企画
18	R1. 12. 9	R1. 12. 9	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成28年8月15日許可) ・変更届出書各一式(平成28年6月28日・平成30年9月26日受付) ・決算変更届出書一式(第40期)	82		1					1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
19	R1. 12. 6	R1. 12. 11	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和元年11月30日現在)	*	1										_	都市整備局市街地建築部建設業課
20	R1. 12. 10	R1. 12. 12	建設業許可業者名簿(東京都知事許可 令和元年11月分)	*	1											都市整備局市街地建築部建設業課
2	R1. 12. 11	R1. 12. 12	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成31年3月19日許可)	30		1					1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課

							決定	区分	١		(根拠	ル規 気	Ē) :	条例	7条	
月 塞玛 著另	請	求月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示		存否応答拒否	1 2 号	2 3 号 号	4 号	5号:	6 7号	8 5	非開示理由等 所管局部課等
2	2 R1. 1	12. 12	R1. 12. 12	東京都知事許可第〇〇号〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成26年12月20日許可)	13		1					1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため 都市整備局市街 地建築部建設業 課
2	3 R1.1	0. 29		東京都都市整備局市街地建築部建築指導課が保有する総合設計の図面のうち、東京都都市整備局ホームページに公開されている東京都総合設計制度許可実績一覧表に掲載されている以下の案件に係るもの(1)通番号697、698、699、707、708、713、718、719、721、725、729、734及び738(公開空地図以外の図面を除く。)(2)通番号696及び706(公開空地図及び屋上・壁面緑化の範囲が分かる図面以外の図面を除く。)	*		1					1				建物内の間取りは、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪 を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため 都市整備局市街 地建築部建築指 導課
2	R1. 1	1. 28	R1. 12. 12	建築計画概要書(19都市建指建第0384号)	2		1					1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため 都市整備局市街 地建築部建築指 導課
2	5 R1. 1	12. 4	R1. 12. 12	答弁書(令和元年12月4日付け)			1							1		対象公文書は、現在係属中の事案に関する文書であり、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、都の当事者としての地位を不当に害する 地建築部調整課 おそれがあるため。
2	6 R1. 1	12. 10	R1. 12. 13	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和元年12月10日現在)	*	1										都市整備局市街 — 地建築部建設業 課
2	7 R1. 1	12. 13	R1. 12. 16	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・廃業届(平成30年11月22日廃業)	1		1					1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため 都市整備局市街 地建築部建設業 課
2	3 R1. 1	12. 12	D1 10 17	多摩建築指導事務所建築指導第三課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年11月1日から令和元年11月30日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示 情報を除く。)	4	1										都市整備局多摩 — 建築指導事務所 建築指導第三課
2	R1. 1	12. 13	R1. 12. 18	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和元年11月30日現在)	*	1										都市整備局市街 — 地建築部建設業 課
3) R1. 1	12. 17	R1. 12. 18	建築計画概要書(31都市建指建第1487号)	10	1										都市整備局市街 — 地建築部建築指 導課

						決定	区分	<u>}</u>		(根拠	心規 兌	包含	€例∶	7条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非有方	存否応答拒否	1号	2 3号号	4号	5 号号	3 7 号	8 - 号 -	9 非開示理由等	所管局部課等
31	R1. 12. 18	R1. 12. 20	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成27年10月5日許可) ・変更届出書一式(平成30年12月10日受付) ・決算変更届出書一式(第13期・第14期)	50		1					1				印象は、公にすることにより同旦寺の北非门祠を台勿にし、北非の同正一	都市整備局市街 地建築部建設業 課
32	R1. 12. 18	R1. 12. 20	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成27年3月5日許可)	39		1					1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課
33	R1. 12. 19	R1. 12. 20	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式(平成28年8月5日許可) ・決算変更届出書一式(第19期)	48		1					1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課
34	R1. 11. 18	R1. 12. 20	平成27年度第1261回東京都建築審査会 議案第53号資料(当日配付資料に限る。)	*		1				1 1					(7条2号)法人の従業者の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を 識別することができるものであるため (7条3号)本件建築物の平面図等は、本件建築物が建設中の段階のも のであり、本件建築物の建設に係る事業方針等に関わる情報を公にする ことは、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損 なわれると認められるため また、本件建築物に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる左記の 情報は、通常公にされるものではなく、これらを公にすることにより、 同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競 争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ るため	都市整備局市街 地建築部調整課
35	R1. 12. 17	R1. 12. 20	多摩建築指導事務所建築指導第一課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律第10条第1項の規定による届出等に係る台帳(令和元年12月3日から令和元年12月16日までの受付分)(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示 情報を除く。)	2	1										_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課
36	R1. 12. 19	R1. 12. 20	建築計画概要書(〇〇-〇〇)	6	1										_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第二課
37	R1. 12. 11	R1. 12. 24	・訴えの変更申立書(2)(令和元年11月27日付け) ・証拠説明書(3)(令和元年11月27日付け) ・証拠書類(甲イ第33号証から甲イ第49号証まで)			1	1					1	ı		対象公文書は、現在係属中の事案に関する文書であり、公にすることにより、争訟に係る事務に関し、都の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部調整課
38	R1. 12. 19	R1. 12. 25	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律(建設リサイクル法)第10条第1項の規定による届出等における台 帳(令和元年11月21日から令和元年12月18日受付分)(東京都情報公開条例第7条各 号に規定する非開示情報を除く。)	2	1										_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第二課

						決定	E区:	分		(村	艮拠	規定)	条	例 7	7条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非常	存否応答拒否	: 1 号	2号	3号	4 5 号 号	6号	7号	8号	9 号 非開示理由等	所管局部課等
39	R1. 12. 25	R1. 12. 26	建築計画概要書 ・建築主 独立行政法人〇〇 ・建築確認番号 平成21年9月4日 21都市建指建第519号 ・地名地番 〇〇区〇〇丁目〇〇番地	8	1											_	都市整備局市街 地建築部建築指 導課
40	R1. 12. 24	R1. 12. 27	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第51期)	39		1						1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課
41	R1. 12. 24	R1. 12. 27	東京都知事許可第〇〇号有限会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第47期)	18		1						1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業課
42	R1. 12. 24	R1. 12. 27	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第45期) ・建設業許可申請書一式(令和元年6月25日許可)	31		1						1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課
43	R1. 12. 24	R1. 12. 27	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・決算変更届出書一式(第21期) ・建設業許可申請書一式(平成30年12月20日許可)	42		1						1				印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止 に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。